

網走市強靱化計画

令和 7 年 1 0 月
網走市

【目 次】

第1章	はじめに	2
1	策定の背景	2
2	網走市強靱化計画の改定趣旨	2
3	計画の位置付け	3
4	地域防災計画と強靱化計画	3
5	基本的な進め方	4
6	網走市強靱化の目標	5
第2章	脆弱性評価	6
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第3章	網走市強靱化のための施策プログラム	19
1	施策プログラム策定の考え方	19
2	施策推進の指標となる目標値の設定	19
3	推進事業	19
	【網走市強靱化のための施策プログラム一覧】	20
第4章	計画の推進管理	31
1	計画の推進期間等	31
2	計画の推進方法	31
＜別表＞	網走市地域強靱化のための推進事業一覧	32

第1章 はじめに

1 策定の背景

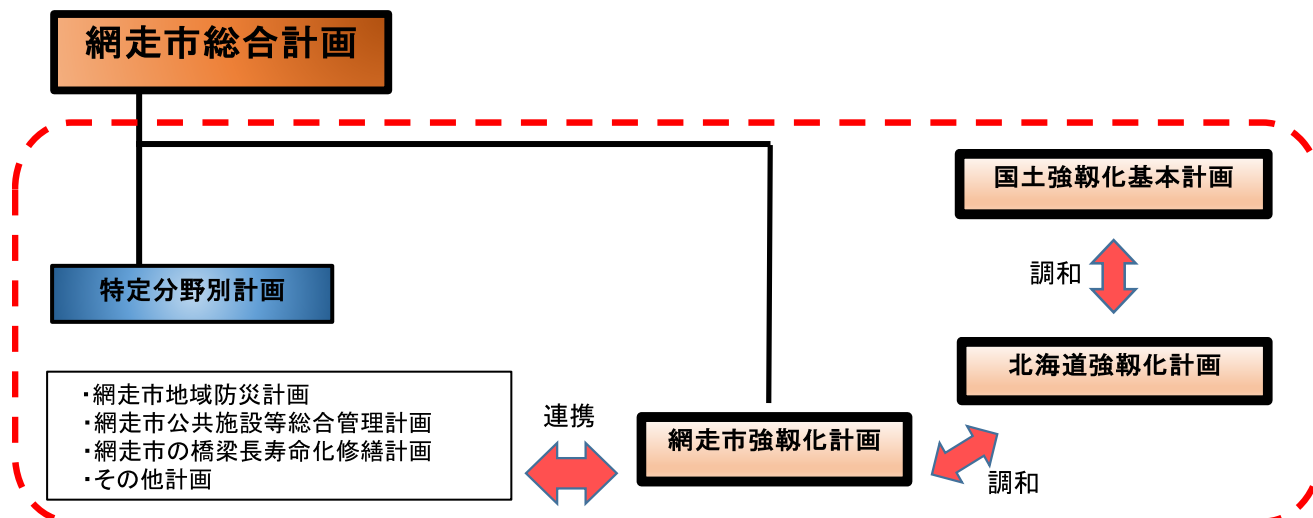
平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、基本法に基づき平成26年に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されて以降、熊本地震やコロナ禍における知見等を踏まえ、令和5年7月に新たな基本計画が閣議決定された。北海道においても強靱化を図るための地域計画としての「北海道強靱化計画」が平成27年3月に策定されて以降、数度の計画見直しが行われるなど、国民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性のある大規模自然災害のリスク低減に向けた取組が進められてきた。

2 網走市強靱化計画の改定趣旨

基本計画及び北海道強靱化計画において、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化を受け、避難施設における感染症のまん延や生活環境の悪化による災害関連死の増加などの新たなリスクに対応する改定が行われていることや、本計画の計画期間である5年が経過したことを踏まえ、強靱化施策の取組状況を確認し、新たなリスクに対応できる計画とするため、本計画で想定する「リスクシナリオ（最悪の事態）」や「リスクへの対応方針」を中心に改定を行うものである。

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、網走市の第6期網走市総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



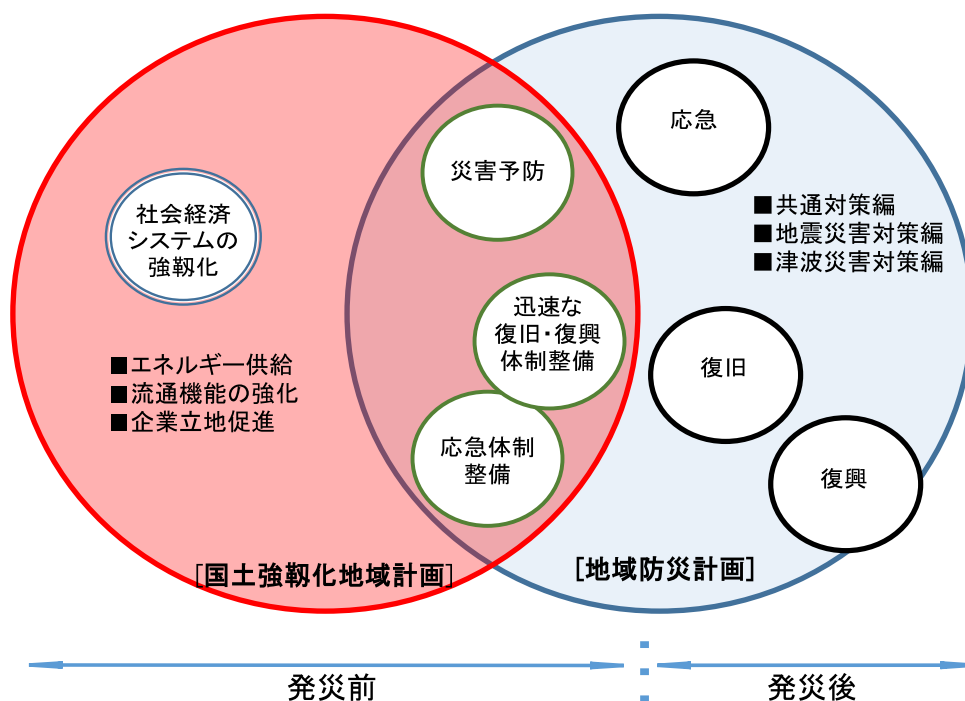
4 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



5 基本的な進め方

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ①基本目標の設定
- ②事前に備えるべき目標の設定
- ③計画期間の設定

STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ①自然災害の設定
- ②リスクシナリオの設定
- ③施策分野の設定
(※本計画においては施策分野の設定は行わず、所管部署を設定した)

STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

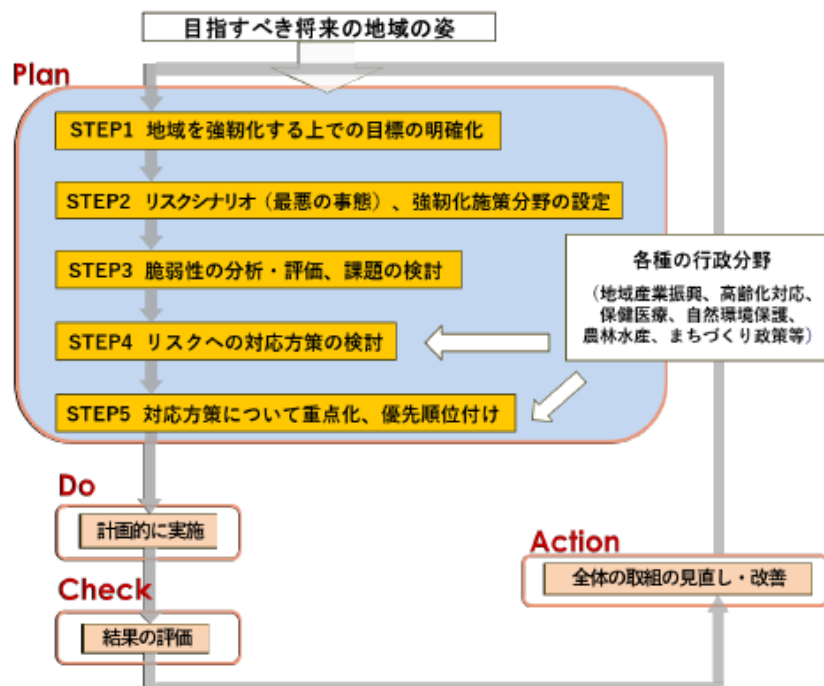
- ①マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ②脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

STEP 5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討



6 網走市強靱化の目標

網走市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することに加え、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

網走市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、民間事業者がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の4つを本市の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

網走市強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (3) 迅速な復旧復興
- (4) 市の持続的成長の促進

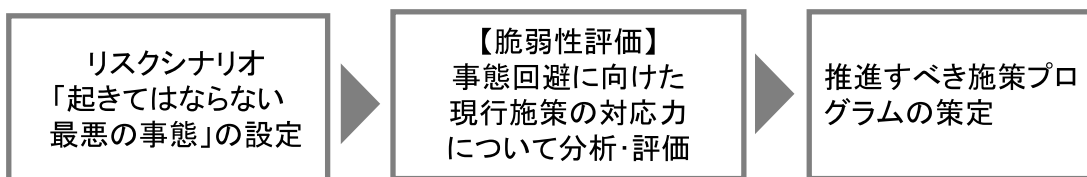
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

網走市としても、本計画に掲げる網走市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、網走市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国全体の強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外の大規模自然災害における網走市の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」や、積雪寒冷など網走市の地域特性等や近年の自然災害から得られた知見を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、6つのカテゴリーと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【国のリスクシナリオを踏まえた見直し】

リスクシナリオ
2-2被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
4-3食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響
5-1通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【現行計画策定後に発生した自然災害等から得られた知見を踏まえた見直し】

リスクシナリオ
2-4避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
6-1事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
6-2復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の低下
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、当初計画において定めた関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は次のとおり。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊に伴う多数の死傷者の発生			
【評価結果】			
（住宅、建築物等の耐震化）			
○ 「網走市耐震改修促進計画」及び「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。			
○ 小中学校は、既に耐震化率が100%となっているが、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に一時避難場所などとして利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。			
○ 観光施設や文化財（建築物）について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。			
（建築物等の老朽化対策）			
○ 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「網走市公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。また、公園施設についても、「網走市都市公園等再編計画」に沿って維持管理等を適切に行う必要がある。			
○ 建築物の倒壊・老朽化対策の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進していく必要がある。			
（地盤等の情報共有）			
○ 大規模盛土造成地に関する点検の実施や情報共有など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する必要がある。			
【指標（現状値）】			
・住宅の耐震化率	90.6%（2024）	*全国	87%（2018）
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	93.7%（2024）	*全国	90%（2022）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生			
【評価結果】			
（警戒避難体制の整備等）			
○ 土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域については、北海道など関係機関と連携し、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定を進めており、引き続き区域指定に努める必要がある。			
○ 土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」を配布するなど周知に努め、災害時に適切に避難できる体制を整備する必要がある。			
【指標（現状値）】			
・洪水・土砂災害ハザードマップ作成状況	作成、更新済（2024）		

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 今後、津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、津波浸水想定及び津波災害警戒区域等を変更する必要がある。
- 津波浸水想定の見直しに対応した津波ハザードマップの作成、津波避難計画の改訂が必要である。
- 津波避難計画に基づき、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 海岸保全施設の劣化や損傷の状態に応じて、適切な時期に修繕を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に努めながら施設の機能を回復させる必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------|--------------|
| ・津波ハザードマップ作成状況 | 作成、更新済（2024） |
| ・津波避難計画策定状況 | 策定済（2014） |

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

- 網走川など河川の氾濫を想定し作成した洪水ハザードマップの活用等により、住民周知を図り、円滑かつ迅速な避難行動が行える体制づくりを進める必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 所管する準用河川、普通河川の危険箇所の改修を計画的に行うとともに沈砂池の管理を徹底し、流域の安全を確保する必要がある。
- 樋門・樋管、排水ポンプ等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、長寿命化対策の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な施設の維持管理が求められる。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・洪水・土砂災害ハザードマップ作成状況 | 作成、更新済（2024） |
|---------------------|--------------|

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、通行規制や復旧見込みの情報など、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 安定した除雪体制を構築するため、除雪機械の計画的修繕や地形、積雪の状況等地域条件に適合した除雪機械の増強及び老朽機械の計画的更新を適切に行う必要がある。
- 除排雪を請け負う民間事業者について、道路維持補修業務と除排雪業務の一体的委託を行うことで冬期間の人材確保を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------|---------|
| ・網走市除雪計画 | 策定済（毎年） |
| ・道路河川係保有車両更新計画 | 策定済（毎年） |

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞					
【評価結果】 （防災訓練等による関係行政機関の連携体制整備） ○ 総合防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。 （自衛隊体制の維持・拡充） ○ 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の確保など、北海道や他市町村などと連携した取組みを推進する必要がある。 （救急活動等に不可欠な資機材の整備） ○ 消防署及び消防団の救助資機材等の増強、老朽化した車両の更新など、計画的な整備を進める必要がある。 （消防団活動の促進） ○ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。					
【指標（現状値）】	<table><tr><td>・防災訓練（災害訓練）の実施状況</td><td>2回実施（2024）</td></tr><tr><td>・市内消防団員数</td><td>225人（2025.2末）</td></tr></table>	・防災訓練（災害訓練）の実施状況	2回実施（2024）	・市内消防団員数	225人（2025.2末）
・防災訓練（災害訓練）の実施状況	2回実施（2024）				
・市内消防団員数	225人（2025.2末）				

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生			
【評価結果】 （被災時の医療支援体制の強化） ○ 災害の規模等に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては道に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する必要がある。 （災害時における福祉的支援） ○ 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促していく必要がある。 （保健機能の充実） ○ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備し、災害時の防疫対策を推進する必要がある。			
【指標（現状値）】	<table><tr><td>・被災時医療支援に係る防災協定件数</td><td>3件（2024）</td></tr></table>	・被災時医療支援に係る防災協定件数	3件（2024）
・被災時医療支援に係る防災協定件数	3件（2024）		

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、網走市、民間事業者・団体等が応援活動を効率的に行えるようにするため、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 避難環境の整備充実を図るため、避難所又はその近傍で、食料、生活用品、資機材など、避難生活に必要な物資等を備蓄する必要がある。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、冬期間の対応などを想定し、「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄に努めるよう啓発を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・物資等供給に係る協定件数 7件（2024）
- ・食料（10,800食）、生活用品（毛布3,160枚、タオル5,500枚など）、資機材（発電機26台、プライベートテント750台、段ボールベット300台など）を備蓄

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

（避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。

（避難者等の生活環境の改善）

- 避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドおよびプライバシーに配慮したプライベートテント及びパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要である。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・避難所運営マニュアルの策定（12地区/16地区中）、厳冬期訓練の実施（令和4・5年度に実施）
- ・食料（10,800食）、段ボールベット（300台）、プライベートテント（750台）、パーティション（30台）、発電機（26台）、携帯便座（135台）、簡易トイレ薬剤（5,900回分）
- ・ホテル旅館組合、網走社交飲食業組合との連携協定を検討

3 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 地域防災計画や業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を進めるとともに、持続的改善に努める必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模自然災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 網走市 B C P 策定状況 策定済（2019）

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における業務継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の維持・継続に向け、中小企業の実効性の高い事業継続計画の策定を促進する必要がある。
- 商工会議所が市と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」を実情に合わせて、適宜更新する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても推進する必要がある。

【指標（現状値）】

事業継続力強化支援計画 策定済（2020）

4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【評価結果】

（港湾の機能強化）

- 港湾の安定的な物流網を確保するためには、平時より物流の変化に対応した港湾整備など、関係機関と連携しながら港湾機能の強化について推進することが必要である。
- 港湾の耐震化や老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的な整備を推進していくことが必要である。
- 港湾BCPの実効性を高めるため、防災訓練等を通じ、適宜必要な見直しを行うことが必要である。

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化の取組を計画的に進める。

【指標（現状値）】

網走港港湾BCP策定状況 策定済（2017）
 国直轄港湾整備事業
 ・新港地区防波堤（南） 65.9%（2024）
 ・新港地区防波堤（南）（改良） 62.5%（2024）
 ・川筋地区物揚場（-3m）（改良） 100%（2020）
 港湾施設整備事業 100%（2021）

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本市の基幹産業である農水産業については、生産者のさらなる経営安定化を図るための農業基盤整備や水産資源増大のための漁場整備などをすすめ、生産の維持・安定および災害に強い生産基盤の整備を進める。
- いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する。
- 農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、食料の安定供給のためには、経営安定対策や担い手育成のほか、スマート技術の活用による省力化、無人化や広域化への対応、スマート農業機器の導入支援など、新たな技術の活用など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（道産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。（※農業畜産に関しては、輸出拡大への取り組みなどは殆どない。）

【指標（現状値）】

・対EU輸出水産食品取扱認定施設保有企業数 5社（2024）
 ・耕地面積の維持 14,291ha（2024）

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 本市の森林面積は、市の総面積のうち約35%を占めており、大災害等に起因する森林の荒廃は、市全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 | 84ha（2023） |
| ・市有林において多様な方法で更新する人工林の面積 | 5.84ha（2023） |
| ・農地、農村の有する地域資源及び農業用水利施設等を保全管理する活動組織数 | 6組織（2024） |

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶	
【評価結果】 (関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) ○ 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な体制の構築を促進する必要がある。 (住民等への情報伝達体制の強化) ○ 災害発生時における住民への迅速かつ効果的な情報発信方法を構築する必要がある。	
【指標（現状値）】 ・ 関係機関との連絡体制の維持 ・ 情報発信方法の構築	毎年度名簿の見直しを実施 構築済（市HP、防災ラジオ、メール、SNS、電話・FAX）

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
【評価結果】 (石油燃料供給の確保) ○ 災害時の石油燃料等の安定確保のために、防災対策について北海道、他自治体、民間事業者との協力体制の構築を図る必要がある。	
【指標（現状値）】 ・ 燃料供給に係る防災協定件数	2件（2024）

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
【評価結果】 (水道施設の耐震化、老朽化対策等) ○ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策に加え、基幹管路（導・送水管）の耐震化や多重化が進められているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。 (水道施設の防災機能の強化) ○ 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、導・送水管の多重化や耐震化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。 (下水道施設の耐震化、老朽化対策等) ○ 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を進める必要がある。また、今後増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進める必要がある。 ○ 災害時においても公衆衛生環境を確保するとともに、道路陥没等の発生を防止するため、管路等の下水道施設の耐震化や改築のほか、圧送管の2条化等の対策を進める必要がある。	
【指標（現状値）】 ・ 上水道の基幹管路の耐震管率（導水管） ・ 浄水施設の耐震化率 ・ 配水池の耐震化率 ・ 下水道BCP策定状況 ・ ストックマネジメント改築計画実施率 ・ 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化率 ・ 圧送管2条化整備率 ・ 合併処理浄化槽設置率	64%（R6末） ＊全国 42.3%（R4末） 62%（R6末） ＊全国 43.4%（R4末） 11%（R6末） ＊全国 63.5%（R4末） 策定、更新済（2021） 20%（2024） 5.0%（2024） 22.6%（2024） 63.9%（2024）

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 災害時の物資供給や人的支援を迅速に行うためにも、高速交通ネットワークの整備を早期に進める必要がある。
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備をはじめ、地域間を連結する地域道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を計画的に進める必要がある。

（道路施設の防災対策、老朽化対策等）

- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備の必要がある。また、橋梁の老朽化対策については、『網走市橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、計画的な施設の補修を行うとともに、施設の適切な維持管理の必要がある。
- 横断歩道橋、道路法面、大型カルバート、門型標識については、道路ストック点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する必要がある。

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、道などの関係機関と連携し、必要な検討取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・生活道路補修実施率	11%	(2024)
・幹線道路補修実施率	42%	(2024)
・橋梁点検実施率	39%	(2024) 3巡目
・橋梁補修実施率	32%	(2024)
・道路ストック点検実施率	100%	(2024)
・道路ストック点検における要対策箇所の対策率	10%	(2024)

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（市街地復興計画の策定）

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備を進める必要がある。

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 大規模自然災害時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう、「災害廃棄物処理計画」に基づき体制の整備を図る必要がある。

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

- 北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より北海道や他自治体と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害復旧業務に係る防災協定件数 9件（2024）

第3章 網走市強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、網走市における強靱化施策の取組方針を示す「網走市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間事業者それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として示す。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。

【網走市強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものがあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。
- 耐震診断の結果、耐震性がないとされた総合体育館、市民会館については、「網走市公共施設等総合管理計画」の公共施設等マネジメントに関する基本方針に基づき耐震化の促進を図る。

（建築物等の老朽化対策）重点

- 公営住宅や小中学校などの公共建築物の老朽化対策については、「網走市公営住宅等長寿命化計画」などの個別計画のほか、「網走市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。また、公園施設についても「網走市公園施設長寿命化計画」及び「網走市都市公園等再編計画」に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

《指 標》

住宅の耐震化率	90.6%(2024) ⇒ 95%(2029)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	93.7%(2024) ⇒ おおむね解消(2029)
指定緊急避難場所指定状況	124箇所(2024) ⇒ 同数を維持(2029)
指定避難所指定状況	48箇所(2024) ⇒ 同数を維持(2029)

《推進事業》
 公営住宅等整備事業
 住宅市街地総合整備事業
 市街地再開発事業
 優良建築物等整備事業
 住宅・建築物安全ストック形成事業
 地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金（建築）
 宅地耐震化推進事業
 社会資本整備総合交付金（公園）
 防災・安全交付金（公園）

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）

- 土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める。
- 土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」による周知を行うなど、災害時に適切に避難できる体制の整備を進める。

《指 標》
 洪水・土砂ハザードマップ作成状況 作成、更新済み(2024) ⇒ 必要に応じ更新

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）

- 国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、網走市津波避難計画やハザードマップの見直しを進め、速やかに市民へ周知を行う。
- 津波避難困難地域について、地域の実情に応じた避難方法の検討を進め、解消に向けた取り組みを進めるとともに、津波避難施設については民間建物の活用や市有施設建設時に津波緊急避難施設の機能を持たせるなど、平時からの有効活用の視点を持った整備を促進する。
- 町内会における防災活動との連携を強め、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り、避難訓練の実施など、共助による地域防災体制の整備を進める。

（海岸保全施設等の整備）

- 海岸保全施設については、定期点検等施設の維持管理を適切に実施する。

《指 標》
 津波ハザードマップ作成状況 作成、更新済み(2024) ⇒ 必要に応じ更新
 津波避難計画策定状況 策定済み(2014) ⇒ 必要に応じ更新

1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（洪水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップを有効活用し、市民周知を進めるとともに、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことにより、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。

（河川改修の治水対策）重点

- 所管する準用河川、普通河川の危険箇所の改修を計画的に行うと共に沈砂池の管理を徹底し、流域の安全を確保する。
- 樋門・樋管、排水ポンプ等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確認するため、適切に維持管理し、非常時には確実な排水を実施する。

《指 標》
洪水・土砂災害ハザードマップ作成状況 作成、更新済(2024) ⇒ 必要に応じ更新

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）重点

- 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進める。
- 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うと共に、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、市民に対してホームページやSNS等による効果的な情報提供に取り組む。

（除雪体制の確保）

- 安定した除雪体制を構築するため、除雪機械の計画的修繕や地形、積雪の状況等地域条件に適合した除雪機械の増強及び老朽機械の計画的更新を適切に行う。
- 除排雪を請け負う民間事業者について、道路維持補修業務と除排雪業務の一体的委託を行うことで冬期間の人材確保を図る。

《指 標》
網走市除雪計画 策定済（毎年） ⇒ 毎年策定
道路河川係保有車両更新計画 策定済（毎年） ⇒ 毎年策定

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を定期的の実施していく。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他自治体などと連携した取組みの推進に努める。

(救急活動等に不可欠な資機材の整備)

- 消防署及び消防団の救助資機材等の増強、老朽化した車両の更新など、計画的な整備を進める。

(消防団活動の促進)

- 地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

《指 標》
防災訓練（災害訓練）実施状況 実施済 ⇒ 継続的に実施する
市内消防団員数 225人(2024)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

(保健機能の充実)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備し、災害時の防疫対策を推進する。

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害規模に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対する派遣要請はもとより、災害急性期は道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する。

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促進していく。

《指 標》
被災時医療支援に係る防災協定件数 3件(2024) ⇒ 同数を維持する(2029)

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び他自治体、民間事業者・団体等との間で連携協定を締結しているが、その効果を確実に発揮させるため、対象業務の拡充など協定内容の見直しを行う。

(非常用物資の備蓄促進)

- 避難環境の整備充実を図るため、避難所又はその近傍で、食料、生活用品、資機材など、避難生活に必要な物資等を備蓄する。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、冬期間の対応などを想定し、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄に努めるよう啓発を行うなど、個人レベルでの自発的な備蓄の取組みを促進する。

《指 標》

物資等供給に係る協定件数 7件(2024) → 必要に応じて締結する(2029)

- ・ 食料(10,800食)、生活用品(毛布3,160枚、タオル5,500枚など)、資機材(発電機26台、プライベートテント750台、段ボールベット300台など)を備蓄

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準などその適切性について不断の見直しを行う。

(避難者等の生活環境の改善)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドおよびプライバシーに配慮したパーテーションの設置など、必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。

(積雪寒冷地を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所における防寒対策を検討する。

《指 標》

備蓄品の整備状況 100%(2024) → 同数を維持する(2029)

- ・ 避難所運営マニュアルの策定(12地区/16地区中)、厳冬期訓練の実施(令和4・5年度に実施)
- ・ 食料(10,800食)、段ボールベット(300台)、プライベートテント(750台)、パーテーション(30台)、発電機(26台)、携帯便座(135台)、簡易トイレ薬剤(5,900回分)
- ・ ホテル旅館組合、網走社交飲食業組合との連携協定を検討

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 地域防災計画や業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る。
- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害本部としての機能強化を図るため、情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実を図る。

(業務継続体制の整備)

- 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定・改善に努める。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うための受援体制の構築に向け検討を進める。

《指 標》

網走市BCP策定状況 策定済（2019） ⇒ 必要に応じ更新

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画策定に向けて、各業種関係団体等に対し普及・啓発を促進していく。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、本市が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

《指 標》

事業継続力強化支援計画策定状況 策定済（2020） ⇒ 2026更新

4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

(港湾の機能強化)

- 港湾は、災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点として重要な役割を担うため、関係機関と連携しながら港湾機能の強化について計画的に推進する。
- 港湾施設の耐震化や老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的な整備を推進していく。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化の取組を計画的に進める。

《指 標》

網走港港湾BCPの策定状況 策定済(2017) ⇒ 必要に応じ更新

国直轄港湾整備事業

・新港地区防波堤(南)	65.9%(2024)	⇒	100%(2029)
・新港地区防波堤(南)(改良)	62.5%(2024)	⇒	100%(2029)

《推進事業》

社会資本整備総合交付金(港湾)

防災・安全交付金(港湾)

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食料生産基盤の整備)

- 本市の基幹産業である農水産業については、生産者のさらなる経営安定化を図るための農業基盤整備や水産資源増大のための漁場整備などをすすめ、生産の維持・安定および災害に強い生産基盤の整備を進める。
- いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する。
- 高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下に繋がることから、労働力の確保と合わせて、機械化・ICT化などのスマート農業技術の活用や、機器導入への支援などにより、省力化、無人化や広域化への対策を推進する。

(農水産物の販路拡大)

- 災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、HACCP等による衛生管理などの取組みをとおして、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

《指 標》

対EU輸出水産食品取扱認定施設保有企業数 5社(2024) ⇒ 6社(2029)

耕地面積の維持 14,291ha ⇒ 現面積並みを確保する

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面性機能の低下

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

多様な樹種・樹齢で構成された森林の造成面積	84ha	⇒ 現面積を確保する(2029)
市有林において多様な方法で更新する人工林の面積	5.84ha	⇒ 現面積並を確保する(2029)
農地、農村の有する地域資源及び農業用水利施設等を保全管理する活動組織数	6組織	⇒ 現組織数を確保する(2029)

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

(関係機関の情報共有化)

- 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な体制の構築を促進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 発災時における住民等への迅速かつ効果的な情報発信を行うため、各種SNS等を活用した情報伝達体制を構築する。

《指 標》

関係機関との連絡体制の維持	名簿作成済(2024)	⇒ 適宜連絡体制の更新を行う(2029)
情報発信方法の構築	構築済(2024)	⇒ 必要に応じて検討する(2029)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 大規模自然災害時における石油燃料等の安定確保のために、北海道や民間事業者など関係機関による防災対策に対する協力体制を構築する。

《指 標》

燃料供給に係る防災協定件数	2件(2024)	⇒ 同数を維持する(2029)
---------------	----------	-----------------

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路（導・送水管）の耐震化や多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）を随時更新し災害時の危機管理体制を強化する。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止するために、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、点検・調査を行い、施設の重要度や優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める。
- 災害による長期間の下水道の機能停止を回避するため、「網走市上下水道耐震化計画」に基づき、下水道施設の耐震化や圧送管の2条化を進める。
- 下水道事業計画区域外において生活排水等が公共用水域に流出することを防止するために、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置を推進する。

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震管率	64%(2024)	⇒	80%(2029)
下水道BCPの策定状況	策定済(2021)	⇒	必要に応じ更新
ストックマネジメント改築計画実施率	20%(2024)	⇒	100%(2029)
避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化率	5%(2024)	⇒	20%(2029)
圧送管2条化整備率	22.6%(2024)	⇒	36.5%(2029)
合併処理浄化槽設置率	63.9%(2024)	⇒	70%(2029)

《推進事業》

防災・安全交付金（下水道）
個別排水処理施設整備事業

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（高規格道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 災害時の物資供給や人的支援を迅速に行うため、高速交通ネットワークの早期整備促進を推進する。
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域間を連結する地域道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を計画的に推進する。

（道路施設の防災対策、老朽化対策等）重点

- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁の老朽化対策について、『網走市橋梁長寿命化修繕計画』に基づき計画的な施設の補修を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- 横断歩道橋、道路法面、大型カルバート、門型標識については、道路ストック点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 歩道未整備箇所については、『網走市通学路交通安全等プログラム』において対策が必要と位置づけられている箇所へ歩道整備を計画的に実施する。

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道などの関係機関と連携し、必要な検討・取組を促進する。

《指 標》

生活道路補修実施率	11%(2024)	⇒	21%(2029)
幹線道路補修実施率	42%(2024)	⇒	82%(2029)
橋梁点検実施率	39%3巡目(2024)	⇒	100%(2029)
橋梁補修実施率	32%(2024)	⇒	67%(2029)
道路ストック点検実施率	100%(2024)		
道路ストック点検における要対策箇所の対策率	10%(2024)	⇒	19%(2029)

《推進事業》

社会資本整備総合交付金（道路）
防災・安全交付金（道路）
道路メンテナンス補助事業（道路）

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(市街地復興計画の策定)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備を進める。

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模自然災害時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう、「災害廃棄物処理計画」に基づき体制の整備を図る。

《推進事業》
循環型社会形成推進交付金（廃棄物）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等とあらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急復旧体制を構築する。

(行政職員の活用促進)

- 北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援を迅速かつ円滑に行うため、災害対策上必要な資料の交換、連絡先の共有を徹底し、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

《指 標》
災害復旧業務に係る防災協定件数 9件(2024) ⇒ 充実に努める(2029)
行政相互応援に係る協定件数 7件(2024) ⇒ 充実に努める(2029)
自主防災組織訓練への補助制度 制定済(2023)⇒ 継続的に支援する

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和7年から令和11年まで）とする。

また、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- ・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道路の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、網走市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

※網走市強靱化のための推進事業一覧については、《別表》を参照。

《別表》 網走市地域強靱化のための推進事業一覧

所 管 課	事 業 名	リスクナリオNo.
建築課	公営住宅等整備事業	1－1
	住宅市街地総合整備事業	1－1
	市街地再開発事業	1－1
	優良建築物等整備事業	1－1
	住宅・建築物安全ストック形成事業	1－1
	社会資本整備総合交付金（建築）	1－1
都市整備課	宅地耐震化推進	1－1
	社会資本整備総合交付金（道路）	5－4
	防災・安全交付金（道路）	5－4
	道路メンテナンス事業補助	5－4
	社会資本整備総合交付金（公園）	1－1
	防災・安全交付金（公園）	1－1
港湾課	社会資本整備総合交付金（港湾）	4－2
	防災・安全交付金（港湾）	4－2
上水道課	導水管・送水管耐震化事業	5－3
下水道課	防災・安全交付金（下水道）	5－3
	個別排水施設整備事業	5－3
生活環境課	循環型社会形成推進交付金（廃棄物）	6－1

《更新履歴》

令和2年 3月	網走市強靱化計画	策定
令和7年10月	網走市強靱化計画	一部改定

網走市強靱化計画

(令和7～11年度)

令和7年(2025年)10月発行

網走市建設港湾部都市整備課計画係

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地

電 話: (0152) 67-5568

F A X: (0152) 45-1404

URL: <https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/20/9593.html>

